

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	(新規)
<u>税關様式 C 第 5744 号</u>	
<u>經濟産業大臣意見照会回答不要通知書</u>	
<u>平成 年 月 日</u> <u>回答不要通知番号 第 号</u>	
<u>經濟産業大臣 殿</u>	
<u>(税關官署の長) 印</u>	
<u>平成 年 月 日付經濟産業大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の8第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。</u>	
	<u>（規格 A4）</u>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5746 号</u></p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会実施通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平 成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税關長 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の9（同法第75条において準用する場合を含む。）</u>に規定する専門委員への意見照会を下記1の日時・場所において行うこととするので通知しますので、専門委員として下記2の者の意見を聴くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに画面により提出してください。</p> <p>なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。</p> <p>当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1. 日時・場所</u></p> <p><u>2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者</u></p> <p>氏名 職名  <u>(1)</u>  <u>(2)</u>  <u>(3)</u></p> <p>以上</p> <p>[連絡先] : (税關官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	税關様式 C 第 5748 号 (新規)
<u>委 嘱 状</u>	
平 成 年 月 日	
殿	
税關長	印
貴殿を關稅法第69条の9（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する専門委員に委嘱します。	
期間	
自：平成 年 月 日	
至：	
	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5750 号</u>	(新規)
<u>認定手続における専門委員意見照会書</u>	
<u>平成 年 月 日</u> <u>照会番号 第 号</u>	
殿	
税關長	印
<p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、<u>関税法第69条の9（同法第75条において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、以下の理由により、貴殿の意見を求めることとしましたので、通知します。</p> <p>なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p>	
記	
<p><u>理由：</u></p> <p>（添付資料）</p>	
<p>[連絡先] : (税關官署名)  <u>(住所)</u>  <u>(電話番号)</u>  <u>(担当者の官職及び氏名)</u></p>	
(規格 A4)	

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5752 号</p> <p style="text-align: center;">意 見 書</p> <p style="text-align: center;">平 成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税關長 殿</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について 認定手続における専門委員意見照会書（照会番号第 号）により意見を求められた件につきまして、以下のとおり意見を述べます。</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5754 号</u></p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 受理・不理通知 第 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税關長 _____ 印</p> <p><u>専門委員意見照会書（照会番号第 号）により意見を求めた平成 年 月 日付 認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物については、下記の理由により、侵 害物品に該当する・該当しないと認定されたので、通知します。</u></p> <p>記</p> <p><u>理由：</u></p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5756 号</u></p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成 年 月 日</u> <u>回答不要通知番号第 号</u></p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">税關長 印</p> <p><u>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物についての認定手続における専門委員意見照会書（照会番号第 号）については、下記の理由により、貴職の意見を要しないこととなりましたので通知します。</u></p> <p>記</p> <p><u>理由：</u></p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>税關様式 C 第 5758 号</u>	(新規)
<u>申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書</u>	
<u>平成 年 月 日</u>	
<u>殿</u>	
<u>(税關官署の長) 印</u>	
<u>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税法第69条の10第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。</u>	
<u>記</u>	
<u>通知日 平成 年 月 日</u>	
<u>10日経過日 平成 年 月 日</u>	
<u>(規格 A4)</u>	

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。</p> <p>1. 申立特許権者等の場合  <u>関税法第69条の7第1項（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特許庁長官への意見照会の請求</u>  <u>十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。</u></p> <p>2. 輸入者の場合  (1) <u>関税法第69条の7第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求</u>  <u>十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。</u>  (2) <u>関税法第69条の10第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する認定手続取りやめ請求</u>  <u>次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。</u>  (Ⅰ) <u>十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日</u>  (Ⅱ) <u>関税法第69条の7第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日</u></p> <p>(参考)  <u>通知日</u> 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。  <u>十日経過日</u> 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。）  <u>二十日経過日</u> 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）</p> <p>* なお、上記2.(Ⅱ)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。</p>	<p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5760 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>認定手続取りやめ請求書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>(税關官署の長) 殿</p> <p><u>請求者</u>  <u>住所</u>  <u>氏名(名称及び代表者の氏名)</u> <u>印</u>  <u>(署名)</u>  <u>(連絡先)</u>  <u>担当者</u>  <u>電話(FAX)番号</u></p> <p><u>関税法第69条の10第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めるので、下記のとおり申請します。</u></p> <p>記</p> <p>1. 通知日 平成 年 月 日</p> <p>2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日</p> <p>3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 平成 年 月 日</p> <p>4. その他参考となるべき事項</p> <p>(注) 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。</p> <p style="text-align: center;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5762 号</p> <p style="text-align: center;"><u>認定手続取りやめ請求受理通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) _____ 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について 関税法第69条の10第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する認 定手続取りやめの請求がありましたので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5764 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>認定手続取りやめ通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日  <u>認定手続取りやめ通知第 号</u>    (認定手続取りやめ通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) _____ 印</p> <p>平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があった認定手続の取りやめについては、関税法第69条の10（同法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）第11項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;"><u>税關様式 C 第 5766 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>通 関 解 放 金 供 託 命 令 書</u></p> <p style="text-align: center;">平 成 年 月 日 供託命令通知 第 号 ( 供 託 命 令 書 番 号 )</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">( 税關官署の長 ) _____ 印</p> <p>関税法第69条の10第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。</p> <p>なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第11項の規定による認定手続の取りやめを行いません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">開始通知書番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">供 託 場 所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">供 託 額</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">供 託 期 限</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 通關解放金供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸入されることにより、申立人が被る損害を担保するために行われるもので、供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。</p> <p>2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。</p> <p>3. 供託命令に対し、関税法第69条の10第6項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。</p>	開始通知書番号		供 託 場 所		供 託 額		供 託 期 限	平成 年 月 日	<p style="text-align: center;">(新規)</p>
開始通知書番号									
供 託 場 所									
供 託 額									
供 託 期 限	平成 年 月 日								

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5768 号</p> <p style="text-align: center;"><u>認定手続継続通知書</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) _____ 印</p> <p><u>平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書により請求があった認定手続の取りやめについては、平成 年 月 日付通關解放金供託命令書（供託命令書番号第 号）により命じた金銭（關稅法第69条の10第4項（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する有價證券を含む。）の供託又は支払い保証委託契約の届出が、当該命令書による期限までに行われなかつたため、当該請求に係る認定手続の取りやめを行わないこととしたので通知します。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																					
税關様式 C 第 5804 号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取扱注意</div> <b>知的財産侵害疑義物品認定依頼書</b>  平成 年 月 日 認定依頼 第 号 (認定依頼書番号)  知的財産調査官 殿 (知的財産担当官)  発見部門の長(官職) (氏名) 印	税關様式 C 第 5804 号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取扱注意</div> <b>知的財産侵害疑義物品認定依頼書</b>  平成 年 月 日 認定依頼 第 号 (認定依頼書番号)  知的財産調査官 殿 (知的財産担当官)  発見部門の長(官職) (氏名) 印																					
下記の物品は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。																						
記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">品 名</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">数 量</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> </td> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> </td> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">輸入申告(税關提示)年月日</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">輸入申告(郵便物)番号</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">発見年月日</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">輸入申告者名 [又は名あて人名] (住所) (氏名) (職業)</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 120px; vertical-align: top;">発見部門の所見</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	内 容				輸入申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日		輸入申告(郵便物)番号			発見年月日	平成 年 月 日		輸入申告者名 [又は名あて人名] (住所) (氏名) (職業)			発見部門の所見			
品 名	数 量	内 容																				
輸入申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日																					
輸入申告(郵便物)番号																						
発見年月日	平成 年 月 日																					
輸入申告者名 [又は名あて人名] (住所) (氏名) (職業)																						
発見部門の所見																						
(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。																						
(規格 A 4)																						
記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">品 名</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">数 量</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> </td> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> </td> <td style="height: 100px; vertical-align: top;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">輸入申告(税關提示)年月日</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">輸入申告(郵便物)番号</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">発見年月日</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: top;">輸入申告者名 [又は名あて人名] (住所) (氏名) (職業)</td> <td colspan="2" style="height: 40px; vertical-align: top;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 120px; vertical-align: top;">発見部門の所見</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	数 量	内 容				輸入申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日		輸入申告(郵便物)番号			発見年月日	平成 年 月 日		輸入申告者名 [又は名あて人名] (住所) (氏名) (職業)			発見部門の所見		
品 名	数 量	内 容																				
輸入申告(税關提示)年月日	平成 年 月 日																					
輸入申告(郵便物)番号																						
発見年月日	平成 年 月 日																					
輸入申告者名 [又は名あて人名] (住所) (氏名) (職業)																						
発見部門の所見																						
(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。																						
(規格 A 4)																						

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																		
税關様式 C 第 5808 号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取扱注意</div> <b>知的財産侵害疑義物品発見通報書</b>  平成 年 月 日 発見通報 第 号 (発見通報書番号)  郵便局長 殿	税關様式 C 第 5808 号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取扱注意</div> <b>知的財産侵害疑義物品発見通報書</b>  平成 年 月 日 発見通報 第 号 (発見通報書番号)  郵便局長 殿																																		
外郵出張所長	印																																		
関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税關検査の結果、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。	関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税關検査の結果、関税法第69条の8第1項第9号・第10号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。																																		
記	記																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 郵便物番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 郵便物の種類</td> <td colspan="2">通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS</td> </tr> <tr> <td>(住所) 3. 名あて人 (氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(住所) 4. 差出人 (氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">5. 侵害疑義物品</td> <td style="text-align: center;">品 名</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 郵便物番号			2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS		(住所) 3. 名あて人 (氏名)			(住所) 4. 差出人 (氏名)			5. 侵害疑義物品	品 名	数 量			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 郵便物番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 郵便物の種類</td> <td colspan="2">通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS</td> </tr> <tr> <td>(住所) 3. 名あて人 (氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(住所) 4. 差出人 (氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">5. 侵害疑義物品</td> <td style="text-align: center;">品 名</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 郵便物番号			2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS		(住所) 3. 名あて人 (氏名)			(住所) 4. 差出人 (氏名)			5. 侵害疑義物品	品 名	数 量		
1. 郵便物番号																																			
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS																																		
(住所) 3. 名あて人 (氏名)																																			
(住所) 4. 差出人 (氏名)																																			
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量																																	
1. 郵便物番号																																			
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS																																		
(住所) 3. 名あて人 (氏名)																																			
(住所) 4. 差出人 (氏名)																																			
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量																																	
(規格A4)	(規格A4)																																		

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
税關様式 C 第 5810 号		税關様式 C 第 5810 号	
認定手続開始通知書（輸入者用）		認定手続開始通知書（輸入者用）	
平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)		平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)	
殿		殿	
(税關官署の長)		(税關官署の長)	
印		印	
<p>貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により通知します。</p>			
記			
1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日		
<p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。    (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]</p> <p>2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。    なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。</p> <p>3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>4. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p>			
(規格 A4)			
<p>貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の8第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の9第1項の規定により通知します。</p>			
記			
1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日		
<p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。    (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の8第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]</p> <p>2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。    なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行することができます。</p> <p>3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の14第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>4. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の17第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p>			
(規格 A4)			

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(税關様式C第5810号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については<u>関税法第69条の12第5項</u>の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。</p> <p>(1) 業として輸入されるものでないものである場合 (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合 (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、<u>関税法第69条の11第2項</u>の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行うことができます。 (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。 (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。 (5) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税關様式C第5810号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については<u>関税法第69条の9第5項</u>の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。</p> <p>(1) 業として輸入されるものでないものである場合 (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合 (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、<u>関税法第69条の8第2項</u>の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行なうことができます。</p> <p>(1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行なうことができます。 (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手續を経たうえで行なうことができます。 (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。 (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行なうことができます。 (5) 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的な手續については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																	
税關様式 C 第 5812 号	税關様式 C 第 5812 号																																	
認定手続開始通知書（名あて人用）	認定手続開始通知書（名あて人用）																																	
平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)	平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)																																	
殿	殿																																	
（税關官署の長）	（税關官署の長）																																	
印	印																																	
<p>貴殿宛到着した国際郵便物は関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. 郵便物番号</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>2. 郵便物の種類</td><td colspan="2">通常、小包、特殊、EMS、</td></tr> <tr> <td>3. 差出入（住所） (氏名)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>4. 税關検査提示日</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">品 名</td><td style="text-align: center;">数 量</td></tr> <tr> <td>5. 疑義貨物</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>6. 権利者の氏名又は名称及び住所</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>7. 知的財産の内容</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>8. 認定手続を執る理由</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>9. 輸入差止申立て</td><td style="text-align: center;">有</td><td style="text-align: center;">無</td></tr> <tr> <td>10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td></tr> </table>		1. 郵便物番号			2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、		3. 差出入（住所） (氏名)			4. 税關検査提示日	平成 年 月 日			品 名	数 量	5. 疑義貨物			6. 権利者の氏名又は名称及び住所			7. 知的財産の内容			8. 認定手続を執る理由			9. 輸入差止申立て	有	無	10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	
1. 郵便物番号																																		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、																																	
3. 差出入（住所） (氏名)																																		
4. 税關検査提示日	平成 年 月 日																																	
	品 名	数 量																																
5. 疑義貨物																																		
6. 権利者の氏名又は名称及び住所																																		
7. 知的財産の内容																																		
8. 認定手続を執る理由																																		
9. 輸入差止申立て	有	無																																
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																																	
<p>（注）1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。    （貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]</p> <p>2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。</p> <p>3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。</p> <p>4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税關長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続きを取りやめることを求めるることができます。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p>																																		
(規格 A4)	(規格 A4)																																	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(税關様式C第5812号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。</p> <p>(1) 業として輸入されるものでないものである場合            (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合</p> <p>(3) 商標権等に係る並行輸入品である場合</p> <p>(4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。</p> <p>(1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>(2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。</p> <p>(3) 当該貨物を任意放棄することができます。            (具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)</p>	<p>(税關様式C第5812号：裏面)</p> <p style="text-align: center;">本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <p>1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については<u>関税法第69条の9第5項</u>の規定により通知されます。</p> <p>2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。</p> <p>(1) 業として輸入されるものでないものである場合            (注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。</p> <p>(2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合</p> <p>(3) 商標権等に係る並行輸入品である場合</p> <p>(4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合</p> <p>3. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、<u>関税法第69条の8第2項</u>の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。</p> <p>4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行なうことができます。</p> <p>(1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>(2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行なうことができます。</p> <p>(3) 当該貨物を任意放棄することができます。            (具体的な手續については表面の連絡先へご照会ください。)</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
税關様式 C 第 5814 号	税關様式 C 第 5814 号																		
認定手続開始通知書（権利者用）	認定手続開始通知書（権利者用）																		
平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)	平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知書番号)																		
殿	殿																		
(税關官署の長)	(税關官署の長)																		
印	印																		
<p>輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税關検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第10号の輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので同法第69条の12第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">品名</th> <th style="width: 15%;">数量</th> </tr> <tr> <td>2. 疑義貨物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 輸入者の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 知的財産の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 認定手続を執る理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 輸入差止申立て</td> <td style="text-align: center;">有                  無</td> </tr> <tr> <td>8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。      2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。      3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聽くことを求めることができます。      4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第7項の規定により禁止されています。</p> <p>[連絡先] : (税關官署名)      (住所)      (電話番号)      (担当者の官職及び氏名)</p>		品名	数量	2. 疑義貨物		2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所		4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		5. 知的財産の内容		6. 認定手続を執る理由		7. 輸入差止申立て	有                  無	8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日
品名	数量																		
2. 疑義貨物																			
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所																			
3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所																			
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所																			
5. 知的財産の内容																			
6. 認定手続を執る理由																			
7. 輸入差止申立て	有                  無																		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																		
(規格 A4)																			

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5816 号  疑義貨物に係る生産者通知書  平成 年 月 日  殿  (税関官署の長) 印	税関様式 C 第 5816 号  疑義貨物に係る生産者通知書  平成 年 月 日  殿  (税関官署の長) 印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書第 <u>      </u> 号により通知した疑義貨物について、 <u>関税法第69条の12第3項</u> の規定により、下記の事項を通知します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書第 <u>      </u> 号により通知した疑義貨物について、 <u>関税法第69条の9第3項</u> の規定により、下記の事項を通知します。
記	記
1. 生産者の氏名・名称	1. 生産者の氏名・名称
2. 生産者の住所	2. 生産者の住所
(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、 <u>関税法第69条の12第7項</u> の規定により禁止されています。	(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、 <u>関税法第69条の9第7項</u> の規定により禁止されています。
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号）】税関様式  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 5818 号</p> <p style="text-align: center;"><b>疑義貨物点検申請書</b></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: left;">(税関官署の長) 殿</p> <p style="text-align: left;">申請者</p> <p style="text-align: left;">住所</p> <p style="text-align: left;">氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: left;">(署名)</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 <u>      </u>号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いたい ので、<u>関税法第69条の13第4項</u>の規定により申請します。</p> <p>(注1) この申請書は2部提出して下さい。    (注2) この申請書は、「認定手続開始通知書(輸入者等用・権利者用)」の写しを添付して下さい。    (注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載のうえ、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。</p> <hr/> <p>(税関記入欄)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">点検日</td><td style="width: 85%;"></td></tr> <tr><td>場 所</td><td></td></tr> <tr><td>立会人</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> <tr><td>申請者</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(規格 A4 )</p>	点検日		場 所		立会人	印	申請者	印	<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 5818 号</p> <p style="text-align: center;"><b>疑義貨物点検申請書</b></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: left;">(税関官署の長) 殿</p> <p style="text-align: left;">申請者</p> <p style="text-align: left;">住所</p> <p style="text-align: left;">氏名(名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: left;">(署名)</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 <u>      </u>号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いたい ので、<u>関税法第69条の10第4項</u>の規定により申請します。</p> <p>(注1) この申請書は2部提出して下さい。    (注2) この申請書は、「認定手続開始通知書(輸入者等用・権利者用)」の写しを添付して下さい。    (注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載のうえ、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。</p> <hr/> <p>(税関記入欄)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">点検日</td><td style="width: 85%;"></td></tr> <tr><td>場 所</td><td></td></tr> <tr><td>立会人</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> <tr><td>申請者</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(規格 A4 )</p>	点検日		場 所		立会人	印	申請者	印
点検日																	
場 所																	
立会人	印																
申請者	印																
点検日																	
場 所																	
立会人	印																
申請者	印																

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5822 号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書（輸入者用）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、<u>関税法第69条の12第5項</u>の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 <u>関税法第69条の11第1項第9号・第10号</u>に掲げる物品に 該当する・該当しない。    2. 理由    3. 留意事項      (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行なうことができます。      (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、<u>関税法第69条の11第2項</u>の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">       当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行なうことができます。        当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。        当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。        当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。     </div> </p> <p>[連絡先] : (税關官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5822 号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書（輸入者用）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税關官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、<u>関税法第69条の9第5項</u>の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 <u>関税法第69条の8第1項第9号・10号</u>に掲げる物品に 該当する・該当しない。    2. 理由    3. 留意事項      (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行なうことができます。      (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、<u>関税法第69条の8第2項</u>の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">       当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税關職員の立会いの下に行なうことができます。        当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。        当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。        当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。     </div> <p>[連絡先] : (税關官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p> </p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5824 号	税關様式 C 第 5824 号
認定通知書（名あて人用）	認定通知書（名あて人用）
平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)	平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	印
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、 <u>関税法第69条の12第5項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、 <u>関税法第69条の9第5項</u> の規定により通知します。
記	記
1. 認定結果 <u>関税法第69条の11第1項第9号・第10号</u> に掲げる物品に 該当する・該当しない。	1. 認定結果 <u>関税法第69条の8第1項第9号・10号</u> に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由	2. 理由
3. 留意事項	3. 留意事項
<p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、<u>関税法第69条の11第2項</u>の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。</p> <p>当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」（税關様式 C 第 5380号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。</p> </div>	<p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、<u>関税法第69条の8第2項</u>の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。</p> <p>当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」（税關様式 C 第 5380号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。</p> </div>
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名))	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名))
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5826 号	税関様式 C 第 5826 号
認定通知書（権利者用）	認定通知書（権利者用）
平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)	平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)
殿	殿
(税関官署の長)	印
	(税関官署の長) 印
平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、 <u>関税法第69条の12第5項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、 <u>関税法第69条の9第5項</u> の規定により通知します。
記	記
1. 認定結果 <u>関税法第69条の11第1項第9号・第10号</u> に掲げる物品に 該当する・該当しない。	1. 認定結果 <u>関税法第69条の8第1項第9号・10号</u> に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由	2. 理由
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名))	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名))
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5828 号	税關様式 C 第 5828 号
処理結果通知書	処理結果通知書
平成 年 月 日 処理結果第 号 (処理結果通知書番号)	平成 年 月 日 処理結果第 号 (処理結果通知書番号)
殿	殿
(税關官署の長)	(税關官署の長)
印	印
平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されましたので、 <u>関税法第69条の12第6項</u> の規定により通知します。	平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されましたので、 <u>関税法第69条の9第6項</u> の規定により通知します。
記	記
輸入者による処理の内容	輸入者による処理の内容
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5830 号	税關様式 C 第 5830 号
<b>裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書</b>	<b>裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書</b>
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
申請者（権利者） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所	申請者（権利者） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所
申請者（輸入者等） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所	申請者（輸入者等） 氏名（名称及び代表者の氏名） 印 住所
平成 年 月 日付認定手続開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。
1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所	1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所
2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日	2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日
3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日	3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日
4. その他参考となるべき事項	4. その他参考となるべき事項
(注 1) この申請書は権利者と輸入者等が連名で提出してください。 (注 2) この申請書は、3 部提出してください。 (注 3) この申請により <u>関税法第 69 条の 20 の規定</u> （認定手続を取りやめることの求め等）の適用がなくなるものではありません。	(注 1) この申請書は権利者と輸入者等が連名で提出してください。 (注 2) この申請書は、3 部提出してください。 (注 3) この申請により <u>関税法第 69 条の 17 の規定</u> （認定手続を取りやめることの求め等）の適用がなくなるものではありません。
(規格 A4)	(規格 A4)

### 新旧对照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号） 税關様式】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																	
<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 5834 号 取扱注意</p> <p style="text-align: center;"><b>郵便物認定通報書</b></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定通報 第 号 (認定通報書番号)</p> <p>郵便局長 殿</p> <p style="text-align: center;">外郵出張所長 印</p> <p>平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号物品（輸入してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。</p> <p>おって、貴局における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">品 名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数 量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;">備考</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">郵便局 処理欄</td><td style="padding: 5px;">上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">日付印</td></tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	内 容	備考			郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。	日付印	<p style="text-align: center;">税関様式 C 第 5834 号 取扱注意</p> <p style="text-align: center;"><b>郵便物認定通報書</b></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 認定通報 第 号 (認定通報書番号)</p> <p>郵便局長 殿</p> <p style="text-align: center;">外郵出張所長 印</p> <p>平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の8第1項第9号・10号物品（輸入してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。</p> <p>おって、貴局における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">品 名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数 量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;">備考</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">郵便局 処理欄</td><td style="padding: 5px;">上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。</td><td style="padding: 5px; text-align: center;">日付印</td></tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	内 容	備考			郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。	日付印
品 名	数 量	内 容																	
備考																			
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。	日付印																	
品 名	数 量	内 容																	
備考																			
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送)処理されました。	日付印																	

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5836 号	税關様式 C 第 5836 号
関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書	関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書
平成 年 月 日 没収通知第 号 (没収通知書番号)	平成 年 月 日 没収通知第 号 (没収通知書番号)
殿	殿
住所（連絡先）	住所（連絡先）
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、 <u>関税法第 69 条の 1 第 1 項第 9 号・第 10 号</u> に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、没収します。	平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、 <u>関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・第 10 号</u> に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、没収します。
記	記
1. 品名	1. 品名
2. 数量	2. 数量
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5838 号	税關様式 C 第 5838 号
関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書	関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書
平成 年 月 日 積戻命令通知第 ( 積 戻 命 令 書 番 号 )	平成 年 月 日 積戻命令通知第 ( 積 戻 命 令 書 番 号 )
殿	殿
住所(連絡先)	住所(連絡先)
(税關官署の長)	印
平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 69 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、積戻し を命じます。	平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、積戻しを 命じます。
記	記
1. 品名	1. 品名
2. 数量	2. 数量
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																																																																							
<p style="text-align: center;">輸入差止申立書</p> <p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5840 号 - 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>整理 No</td></tr> <tr><td>-</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿</p> <p>申立人 【公表】 住所</p> <p>氏名（名称及び代表者の氏名）印 (署名) (連絡先) 担当者 電話（FAX）番号</p> <p>関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。</p> <p>記</p>		整理 No	-	<p style="text-align: center;">輸入差止申立書</p> <p style="text-align: center;">税關様式 C 第 5840 号 - 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>整理 No</td></tr> <tr><td>-</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿</p> <p>申立人 【公表】 住所</p> <p>氏名（名称及び代表者の氏名）印 (署名) (連絡先) 担当者 電話（FAX）番号</p> <p>関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。</p> <p>記</p>		整理 No	-																																																																		
整理 No																																																																									
-																																																																									
整理 No																																																																									
-																																																																									
<p>1. 輸入差止申立てに係る権利の内容【公表】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>特許権 著作権</th> <th>実用新案権 著作隣接権</th> <th>意匠権 育成者権</th> <th>商標権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)</td> <td colspan="4">第 年 月 号 ( 年 月 日 )</td> </tr> <tr> <td>権利の存続期間</td> <td colspan="4">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)</td> <td colspan="4">住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)</td> </tr> <tr> <td>専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者</td> <td colspan="4">住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)</td> </tr> <tr> <td>通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者</td> <td colspan="4">住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 輸入差止申立てに係る権利の内容【公表】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>権利の種類</th> <th>特許権 著作権</th> <th>実用新案権 著作隣接権</th> <th>意匠権 育成者権</th> <th>商標権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)</td> <td colspan="4">第 年 月 号 ( 年 月 日 )</td> </tr> <tr> <td>権利の存続期間</td> <td colspan="4">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)</td> <td colspan="4">住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)</td> </tr> <tr> <td>専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者</td> <td colspan="4">住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)</td> </tr> <tr> <td>通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者</td> <td colspan="4">住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)</td> </tr> </tbody> </table>				権利の種類	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権	登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 年 月 号 ( 年 月 日 )				権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)					原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)				専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)				通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)				権利の種類	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権	登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 年 月 号 ( 年 月 日 )				権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)					原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)				専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)				通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)			
権利の種類	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権																																																																					
登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 年 月 号 ( 年 月 日 )																																																																								
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																								
権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)																																																																									
原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)																																																																								
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)																																																																								
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)																																																																								
権利の種類	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権																																																																					
登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 年 月 号 ( 年 月 日 )																																																																								
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																								
権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)																																																																									
原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)																																																																								
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)																																																																								
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)																																																																								

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
税關様式 C 第 5840 号 - 3																									
(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。) a. 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容 b. その他	(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。) a. 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容 b. <u>真正商品の製造価格</u> c. その他																								
7. 添付資料等	7. 添付資料等																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】</td><td>1 部  部</td></tr> <tr> <td>侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】</td><td>部</td></tr> <tr> <td>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】</td><td>部</td></tr> <tr> <td>弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】</td><td>部</td></tr> <tr> <td>他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】</td><td>部</td></tr> </tbody> </table>	区分	部数	権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】	1 部  部	侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部	輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部	弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】	部	他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】	部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】</td><td>1 部  部</td></tr> <tr> <td>侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】</td><td>部</td></tr> <tr> <td>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】</td><td>部</td></tr> <tr> <td>弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】</td><td>部</td></tr> <tr> <td>他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】</td><td>部</td></tr> </tbody> </table>	区分	部数	権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】	1 部  部	侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部	輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部	弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】	部	他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】	部
区分	部数																								
権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】	1 部  部																								
侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部																								
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部																								
弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】	部																								
他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】	部																								
区分	部数																								
権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】	1 部  部																								
侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部																								
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部																								
弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】	部																								
他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】	部																								
<p>(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。    2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)    3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。      (1)【公表】項目 原則として公表されます。      (2)【非公表】項目 公表されません。      (3)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。    4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。    5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することができます。    6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)    7. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。</p>	<p>(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。    2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)    3. 申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。      (1)【公表】項目 原則として公表されます。      (2)【非公表】項目 公表されません。      (3)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。    4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。    5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することができます。    6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)    7. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。</p>																								
税關記入欄	税關記入欄																								
(規格 A4)	(規格 A4)																								

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>輸入差止申立書 (保護対象商品等表示等関係)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿</p> <p>申立人 【公表】 住所</p> <p>氏名（名称及び代表者の氏名） 印 (署名) (連絡先) 担当者</p> <p>電話（FAX）番号</p> <p>関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。</p> <p>記</p>	<p>税關様式 C 第 5842 号 - 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>整理 No</td> </tr> <tr> <td>-</td> </tr> </table> <p>輸入差止申立書 (保護対象商品等表示等関係)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿</p> <p>申立人 【公表】 住所</p> <p>氏名（名称及び代表者の氏名） 印 (署名) (連絡先) 担当者</p> <p>電話（FAX）番号</p> <p>関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。</p> <p>記</p>	整理 No	-														
整理 No																	
-																	
<p>1. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容【公表】</p> <table border="1"> <tr> <td>保護対象商品等表示等の種類</td> <td>不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態</td> </tr> <tr> <td>経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品等表示等の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）</td> <td>           住所            氏名（名称及び代表者の氏名）            （電話番号）            （許諾の範囲）         </td> </tr> </table>	保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態	経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号		商品等表示等の内容		使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）	<p>1. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容【公表】</p> <table border="1"> <tr> <td>保護対象商品等表示等の種類</td> <td>不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態</td> </tr> <tr> <td>経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品等表示等の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）</td> <td>           住所            氏名（名称及び代表者の氏名）            （電話番号）            （許諾の範囲）         </td> </tr> </table>	保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態	経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号		商品等表示等の内容		使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）
保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態																
経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号																	
商品等表示等の内容																	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）																
保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態																
経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号																	
商品等表示等の内容																	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）																

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
税關様式 C 第 5842 号 - 3	税關様式 C 第 5842 号 - 3																												
(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。) a. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容 b. その他	(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。) a. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容 b. 真正商品の製造価格 c. その他																												
7. 添付資料等	7. 添付資料等																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業大臣申立時意見書 経済産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>1 部 部</td> </tr> <tr> <td>保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等） 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>部</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部数	経済産業大臣申立時意見書 経済産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】	1 部 部	保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等） 【公表の可否： 可、 否】	部	侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部	弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】	部	輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】	部	その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】	部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業大臣申立時意見書 経渀産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>1 部 部</td> </tr> <tr> <td>保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等） 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】</td> <td>部</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部数	経済産業大臣申立時意見書 経渀産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】	1 部 部	保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等） 【公表の可否： 可、 否】	部	侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部	弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】	部	輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】	部	その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】	部
区分	部数																												
経済産業大臣申立時意見書 経済産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】	1 部 部																												
保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等） 【公表の可否： 可、 否】	部																												
侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部																												
弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】	部																												
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】	部																												
その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】	部																												
区分	部数																												
経済産業大臣申立時意見書 経渀産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】	1 部 部																												
保護対象商品等表示等についての説明資料（サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等） 【公表の可否： 可、 否】	部																												
侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部																												
弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】	部																												
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】	部																												
その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】	部																												
<p>(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。    2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。    3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。      (1)【公表】項目 原則として公表されます。      (2)【非公表】項目 公表されません。      (3)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。    4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。    5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することができます。    6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。    7. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。</p>	<p>(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。    2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。    3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。      (1)【公表】項目 原則として公表されます。      (2)【非公表】項目 公表されません。      (3)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。    4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。    5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することができます。    6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。    7. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。</p>																												
税關記入欄	税關記入欄																												
(規格 A 4)	(規格 A 4)																												

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
税関様式 C 第 5844 号	税関様式 C 第 5844 号																
輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書	輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書																
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日																
殿	殿																
税関長	税関長																
印	印																
<p>関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについては、同法第 69 条の 14 に規定する専門委員への意見照会を下記 1 の日時・場所において行うこととするので通知します。専門委員として下記 2 の者の意見を聞くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。</p> <p>なお、下記 1 の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。</p> <p>当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 日時・場所</p> <p>2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者</p> <table> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等</p> <p>[連絡先] : (税関官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	氏名	職名	(1)		(2)		(3)		<p>関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについては、関税法第 69 条の 11 に規定する専門委員への意見照会を下記 1 の日時・場所において行うこととするので通知します。専門委員として下記 2 の者の意見を聞くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。</p> <p>なお、下記 1 の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。</p> <p>当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 日時・場所</p> <p>2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者</p> <table> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等</p> <p>[連絡先] : (税関官署名)    (住所)    (電話番号)    (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	氏名	職名	(1)		(2)		(3)	
氏名	職名																
(1)																	
(2)																	
(3)																	
氏名	職名																
(1)																	
(2)																	
(3)																	
(規格 A4)	(規格 A4)																

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5846 号	税關樣式 C 第 5846 号
委 嘱 状	委 嘱 状
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿	殿
税關長	印
貴殿を關稅法第 69 条の 14 に規定する専門委員に委嘱します。	貴殿を關稅法第 69 条の 11 に規定する専門委員に委嘱します。
期間	期間
自：平成 年 月 日	自：平成 年 月 日
至：	至：
( 規格 A4 )	( 規格 A4 )

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5848 号	税関様式 C 第 5848 号
輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書	輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書
平成 年 月 日 照会番号 第 号	平成 年 月 日 照会番号 第 号
殿	殿
税関長	税関長
印	印
関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについて、同法第 69 条の 14 の規定に基づき、下記の理由により、貴殿の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。	関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについて、関税法第 69 条の 11 の規定に基づき、下記の理由により、貴殿の意見を求めます。 なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。
記	記
理由 :	理由 :
(添付資料)	(添付資料)
[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5852 号	税關様式 C 第 5852 号
輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る 輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書	輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る 輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書
平成 年 月 日 受理・不受理通知 第 号	平成 年 月 日 受理・不受理通知 第 号
殿	殿
税關長	印
輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書（照会番号第 号）により意見を求めた関 税法第69条の13第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てにつ いては、下記の理由により、受理した・受理しなかったので、通知します。	輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書（照会番号第 号）により意見を求めた関 税法第69条の10第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てにつ いては、下記の理由により、受理した・受理しなかったので、通知します。
記	記
理由：	理由：
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 107 号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5856 号	税関様式 C 第 5856 号
輸入差止申立て・更新受理通知書	輸入差止申立て・更新受理通知書
平成 年 月 日 受理通知 第 号 (申立て・更新受理通知書番号)	平成 年 月 日 受理通知 第 号 (申立て・更新受理通知書番号)
殿	殿
税関長	税関長
印	印
関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項の規定により通知します。	関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項の規定により通知します。
記	記
輸入差止申立てが効力を有する期間	輸入差止申立てが効力を有する期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
( 規格 A4 )	( 規格 A4 )

新旧对照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号） 税關様式】  
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5858 号	税関様式 C 第 5858 号
輸入差止申立て・更新不受理通知書	輸入差止申立て・更新不受理通知書
平成 年 月 日 不受理通知第 号 (申立て・更新不受理通知書番号)	平成 年 月 日 不受理通知第 号 (申立て・更新不受理通知書番号)
殿	殿
税関長 印	税関長 印
関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新(整理 No. - )について、下記の理由により受理しないので、同条第 3 項の規定により通知します。	関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新(整理 No. - )について、下記の理由により受理しないので、同条第 3 項の規定により通知します。
記	記
理由	理由

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前									
<b>輸入差止申立更新申請書</b>  函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿				<b>輸入差止申立更新申請書</b>  函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿									
税關様式 C 第 5860 号 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>整理 No</td></tr> <tr><td>更 - -</td></tr> <tr><td>平成 年 月 日</td></tr> </table>				整理 No	更 - -	平成 年 月 日	税關様式 C 第 5860 号 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>整理 No</td></tr> <tr><td>更 - -</td></tr> <tr><td>平成 年 月 日</td></tr> </table>				整理 No	更 - -	平成 年 月 日
整理 No													
更 - -													
平成 年 月 日													
整理 No													
更 - -													
平成 年 月 日													
申立人 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）印 （署名） (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号				申立人 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）印 （署名） (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号									
平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。													
記													
<b>権利の内容等</b>	※ 当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No		平成 年 月 日	当初申立書整理No							
	輸入差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		輸入差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日								
	※ 権利の種類【公表】	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権					
	登録番号【公表】 及び登録年月日 (権利設定年月日)	第 号 年 月 日 ( 年 月 日 )		登録番号【公表】 及び登録年月日 (権利設定年月日)	第 号 年 月 日 ( 年 月 日 )								
	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日								
	※ 権利の範囲【公表】			※ 権利の範囲【公表】									
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 ☆ 【公表の可否:□可、□否】			輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 ☆ 【公表の可否:□可、□否】									
	※ 委任関係の変更【公表】	有 無		その他参考になるべき事項 ☆ 【公表の可否:□可、□否】									
	その他参考になるべき事項 ☆ 【公表の可否:□可、□否】												
(注) 1. の付されている欄は必ず記載して下さい。 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に☑チェックをして下さい。 3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に☑チェックをし、変更内容が分かれる資料を添付して下さい。 5. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 6. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。 7. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。													
(規格 A 4)													
(注) 1. の付されている欄は必ず記載して下さい。 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に☑チェックをして下さい。 3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。													
(規格 A 4)													

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税関様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前				
<b>輸入差止申立更新申請書</b> (保護対象商品等表示等関係)				<b>税関様式 C 第 5862 号</b> 整理 No 更 - - 平成 年 月 日				
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿				函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿				
申立人 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）印 （署名） （連絡先） 担当者 電話番号(FAX)番号				申立人 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）印 （署名） （連絡先） 担当者 電話番号(FAX)番号				
平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。								
記								
当初申立て年月日 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		平成 年 月 日		当初申立て年月日 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		平成 年 月 日		
保護対象商品等表示等の内容	保護対象商品等表示等の種類 不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態		経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号 商品等表示等の内容		保護対象商品等表示等の種類 不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態		経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号 商品等表示等の内容	
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】				輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】			
	※ 委任関係の変更【公表】		有 無					
	その他参考となるべき事項 【公表の可否： 可、 否】				その他参考となるべき事項 【公表の可否： 可、 否】			
	(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。） 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に☑チェックをして下さい。 3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立てに記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に☑チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。 5. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 6. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。 7. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。							
記								
当初申立て年月日 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		平成 年 月 日		当初申立て年月日 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		平成 年 月 日		
保護対象商品等表示等の内容	保護対象商品等表示等の種類 不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態		経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号 商品等表示等の内容		保護対象商品等表示等の種類 不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示（全国の需要者の間に広く認識されているもの） 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態		経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号 商品等表示等の内容	
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】				輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】			
	その他参考となるべき事項 【公表の可否： 可、 否】							
	(注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。） 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。 (1)【公表】項目 原則として公表されます。 (2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に☑チェックをして下さい。 3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立てに記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。 4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。 5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。							
	(規格 A 4 )							

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
輸入差止申立更新申請書 (還流防止措置関係)	税關様式 C 第 5863 号-1 整理 No 更還 - - 平成 年 月 日	(新規)
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税關長 殿		
申立人 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号	印	
下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。		
記		
当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No
当初輸入差止申立ての有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
権利の種類【公表】	著作権	著作隣接権
権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
権利の範囲【公表】		
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】		
委任関係の変更【公表】	有	無
その他参考となるべき事項 【公表の可否： 可、 否】		
<p>(注) 1. 複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。ただし、申立有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。          2. 記入欄が不足する場合には、記入欄を追加することができます。          3. の付されている欄は必ず記載して下さい。          4. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。</p> <p>(1)【公表】項目 原則として公表されます。</p> <p>(2)【公表の可否】項目 申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に☑チェックをして下さい。</p> <p>5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。</p> <p>6. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に☑チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。</p> <p>7. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年内の期間を記載して下さい。</p> <p>8. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事實を確認するため必要に応じ輸入者等に示すことがあります。</p> <p>9. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。</p> <p>10. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。</p>		

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前
税關様式 C 第 5863 号-2				
当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No		
当初輸入差止申立ての有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の種類【公表】	著作権	著作隣接権		(新規)
権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の範囲【公表】				
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】				
その他参考になるべき事項 【公表の可否： 可、 否】				
当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No		
当初輸入差止申立ての有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の種類【公表】	著作権	著作隣接権		
権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の範囲【公表】				
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】				
その他参考になるべき事項 【公表の可否： 可、 否】				
当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No		
当初輸入差止申立ての有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の種類【公表】	著作権	著作隣接権		
権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の範囲【公表】				
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】				
その他参考になるべき事項 【公表の可否： 可、 否】				

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関様式 C 第 5864 号	税関様式 C 第 5864 号
輸入差止申立て・更新受理撤回通知書	輸入差止申立て・更新受理撤回通知書
平成 年 月 日 撤回通知第 (撤回通知書番号)	平成 年 月 日 撤回通知第 (撤回通知書番号)
殿	殿
税関長 印	税関長 印
関税法第69条の13第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。	関税法第69条の10第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。
記	記
理由	理由
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		税關様式 C 第 5866 号 - 1 整理 No.	税關様式 C 第 5866 号 - 1 整理 No.
輸 入 差 止 情 報 提 供 書		輸 入 差 止 情 報 提 供 書	
函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区	税關長 殿	函館、東京、横浜、名古屋、大阪、 神戸、門司、長崎、沖縄地区	税關長 殿
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
情報提供者【公表】 住所		情報提供者【公表】 住所	
氏名（名称及び代表者の氏名） （署名）	㊞	氏名（名称及び代表者の氏名） （署名）	㊞
（連絡先） 担当者		（連絡先） 担当者	
電話番号（FAX）番号		電話番号（FAX）番号	
関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。		関税法第69条の8第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。	
記		記	
1. 輸入差止情報提供に係る権利の内容【公表】			
登録番号 及び登録年月日	第 年 月 号 日	登録番号 及び登録年月日	第 年 月 号 日
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
権利の範囲		権利の範囲	
原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)	原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)	専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)
通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)	通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5870 号	税關様式 C 第 5870 号
供 託 命 令 書	供 託 命 令 書
平 成 年 月 日 供託命令通知 第 号 ( 供 託 命 令 書 番 号 )	平 成 年 月 日 供託命令通知 第 号 ( 供 託 命 令 書 番 号 )
殿	殿
( 税關官署の長 )	( 税關官署の長 )
印	印
関税法第69条の15〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。 なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第10項の規定により認定手続を取りやめることができます。	関税法第69条の12〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。 なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第10項の規定により認定手続を取りやめることができます。
記	記
開始通知書番号	開始通知書番号
供託場所	供託場所
供託額	供託額
供託期限	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
(注) 1 . 供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸入されないことにより、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税關長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。 2 . 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。 3 . 供託命令に対し、関税法第69条の15第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。	(注) 1 . 供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸入されないことにより、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税關長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。 2 . 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税關長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。 3 . 供託命令に対し、関税法第69条の12第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。
( 規格 A4 )	( 規格 A4 )

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5872 号	税關様式 C 第 5872 号
生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書	生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
殿  (税關官署の長)                          印	殿  (税關官署の長)                          印
平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 平成 年 月 日に、口頭により、 <u>関税法第69条の15第1項</u> の規定に基づき金銭の供託 の命令を行いましたので、その旨を確認します。	平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、 平成 年 月 日に、口頭により、 <u>関税法第69条の12第1項</u> の規定に基づき金 銭の供託の命令を行いましたので、その旨を確認します。
* 上記について、事実に相違なければ、下記 の にレチェックし、相違あれば の にレ チェックのうえ、相違内容を記載し、いずれの場合も、記名及び押印又は署名（法人におい ては、法人の名称及びその代表者名の氏名を記載の上法人又は代表者の押印若しくは代表者 の署名の何れかを選択）のうえ、1部を下記連絡先まで返付してください。	* 上記について、事実に相違なければ、下記 の にレチェックし、相違あれば の にレ チェックのうえ、相違内容を記載し、いずれの場合も、記名及び押印又は署名（法人におい ては、法人の名称及びその代表者名の氏名を記載の上法人又は代表者の押印若しくは代表者 の署名の何れかを選択）のうえ、1部を下記連絡先まで返付してください。
上記は、事実に相違ありません。	上記は、事実に相違ありません。
上記は、事実と下記の相違点があります。	上記は、事実と下記の相違点があります。
氏名（名称及び代表者の氏名）  印 (署名)	氏名（名称及び代表者の氏名）  印 (署名)
[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)	[連絡先] : (税關官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)
(規格 A4)	(規格 A4)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵閣第107号） 税關様式】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税關様式 C 第 5876 号	税關様式 C 第 5876 号
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
(税關官署の長) 殿	(税關官署の長) 殿
届出者 住所	届出者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名) (署名)	氏名(名称及び代表者の氏名) (署名)
平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税法第69条の1 5第5項(同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。)又は同法第69条の20第 6項の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。	平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税法第69条 の12第5項(同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。)又は同法第69条 の17第6項の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。
記	記
1. 契約の相手方の名称及び所在地	1. 契約の相手方の名称及び所在地
2. 契約金額	2. 契約金額
(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。	(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。
支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書	支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書
上記の届出を確認します。	上記の届出を確認します。
第 平成 年 月 日	第 平成 年 月 日
(税關官署の長) 印	(税關官署の長) 印
(注) 1. この届出書は2部提出してください。 2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。	(注) 1. この届出書は2部提出してください。 2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。
(規格 A4)	(規格 A4)